

## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

筑後市では、令和6年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学予定のお子様の保護者で、就学援助の要件に該当し、下記の期間中に申請された方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前（3月）に支給します。

### ◆ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方

“令和6年1月に筑後市に住民票があり、令和6年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学予定の児童生徒”の保護者で、次に該当する方

- ・生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方
- ・保護者の死亡・離別・離職など特別な事情があり、生活状態が急激に悪化した方
- ・その他、教育委員会が特に必要と認める方 ※所得制限などの条件があります

【注意】次の①②のいずれかに該当する場合は、原則として新入学児童生徒学用品費の入学前支給の対象にはなりません。

- ① 令和6年3月末以前に筑後市外に転出される場合
- ② 令和6年4月に筑後市立または国・県立の小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。

### ◆ 受付期間

★令和6年1月4日（木）～令和6年1月31日（水）

※上記の受付期間中に新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の申請をされない場合でも、2月以降に令和6年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（6月以降）に支給します。

### ◆ 申請手続き

★申請場所・・・筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

★申請に必要なもの

- ① 振込み希望口座の口座名義、口座番号がわかるものの写し（通帳のコピーなど）
- ② 申請者ご本人の確認ができるもの（運転免許証 等）

★提出書類・・・申請書類は、筑後市教育委員会学校教育課、各小・中学校に準備しています。  
□皆様に提出いただく書類

- ① 就学援助（新入学児童生徒学用品費）申請書
- ② 就学援助費からの校納金控除同意書および就学援助費受領口座報告書

□裏面に記載のある事項に該当する方は、別途書類の提出が必要となります。

裏面の記載事項をご確認の上、申請の際お持ちください。

### ◆ 支給内容

★支給予定額・・・小学校入学予定のお子様 54,060円  
中学校入学予定のお子様 63,000円

★支給時期・・・令和6年3月下旬

★支給方法・・・保護者様の口座に直接振り込みます。

【裏面あり】

これから下は、該当する方のみ提出をお願いします。

- ① 賃貸物件に住んでおり、家賃に係る控除を希望する方（控除を希望しない場合提出は不要です）
  - ・賃貸借契約書の契約者名義と家賃が記載されたページの写し
  
- ② 令和5年1月1日時点で、他市に住民登録があった方（他市町村から転入された方）
  - ・提出書類：令和5年1月1日時点でお住まいだった市町村で発行した、令和5年度（令和4年の収入等が記載されたもの）の所得課税証明書
  - ※所得課税証明書とは・・・証明する年の1年間の収入、所得額、所得の内訳、各種控除額、扶養人数など所得と所得控除に関する事項に加え、市県民税の税額に関する事項も記載された証明書です。原則として証明する年の1月1日時点の住民登録地で発行されます。
  
- ③ 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業)により、生活状態が急激に悪化した方
  - ・提出書類：離職票など、現在の状況を証明する書類

※ 今回、新入学児童生徒学用品費（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、令和6年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。ただし、令和6年度の就学援助の判定は令和5年の所得等により判定を行うため新入学学用品費入学前支給のみ対象となり、令和6年度の就学援助は対象外となる場合があります。

【就学援助に関するお問い合わせ先】

筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

TEL：0942-65-7038